

国民健康保険のお知らせ

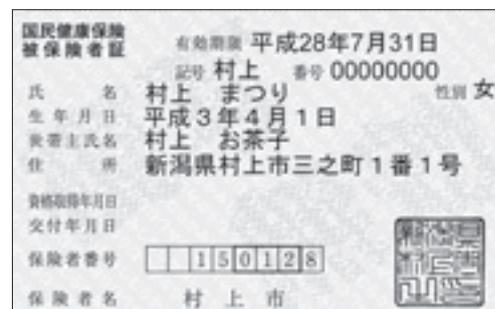
① 新保険証を世帯主に送付します

8月1日(土)から使用する新しい保険証(ベージュ色)を、7月下旬に国保加入者分をまとめて世帯主宛てに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、保険証の記載事項に誤りがある場合は、担当までご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月10日(金)までに保健医療課国保室までご連絡ください。

また、保険証などを個人宛てに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参の上、7月10日(金)までに窓口で手続きをしてください。

新保険証【ベージュ色】



② 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請をした月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】

住民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

●問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111(内線252~254)

③ 国民健康保険税の確定通知書を送付します

平成26年中の所得が確定しましたので、国民健康保険税の確定通知書を7月中旬に世帯主宛てに郵送します。

通知書には保険税額やその計算内容、納付方法などが記載されていますので、ご確認ください。

今年度は、保険税の税率の改定は行われませんでした。賦課限度額は税制改正による改定が行われました。(右表参照)

また、納付方法を変更したい場合は、お問い合わせください。

○保険税の税率および賦課限度額

	所得割率	被保険者均等割額	世帯別平等割額	賦課限度額
医療分	7.5%	26,000円	12,400円	52万円 ※①
後期高齢者支援金分	2.5%	9,900円		17万円 ※②
介護分	2.2%	13,000円		16万円 ※③

●賦課限度額が改正されました ※①51万円→52万円
※②16万円→17万円 ※③14万円→16万円

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111(内線223、224)

納付相談を受け付けています

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納期限までに納めることができない場合など、納付に関する相談を受け付けています。担当の職員が、現在の状況を確認し、それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えますので、ご相談ください。

●問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53-2111(内線213~215)

